

東温市耐震改修促進計画

平成20年2月
平成21年4月一部改正
平成22年12月一部改正
平成23年10月一部改正
平成30年3月一部改正
平成31年4月一部改正
令和5年7月一部改正
令和6年3月一部改正

目 次

第 1	基本方針	・ ・ ・ ・ P 1
1	目的	
2	予防対策の推進	
3	応急対策の推進	
第 2	想定される地震の規模、想定される被害の状況等	・ ・ ・ ・ P 1
1	愛媛県の特徴	
2	想定される地震	
3	想定される被害の状況	
第 3	耐震化の現状・目標	・ ・ ・ ・ P 4
1	現状	
2	目標の設定	
第 4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	・ ・ ・ ・ P 6
1	建築物の所有者等、市の役割等	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3	特定建築物の耐震化の促進	
4	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
5	地震時の総合的な安全対策に関する事項	
6	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
7	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第 5	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	・ ・ ・ P 1 1
1	地震防災マップについて	
2	相談体制の整備及び情報提供について	
3	自主防災組織等との連携	

第 6	被災建築物応急危険度判定の実施	・ ・ ・ ・ P 1 2
1	目的	
2	定義	
3	震前対策	
4	判定の実施	
5	県との連絡調整	
6	その他	
第 7	実施期間	・ ・ ・ ・ P 1 3
第 8	計画の見直し	・ ・ ・ ・ P 1 3

東温市耐震改修促進計画

第1 基本方針

1 目的

東温市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、東温市地域防災計画及び愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号以下「法」という。）第6条第1項に基づき、東温市内の地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の推進を目的とする。

(1) 予防対策

市内の建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産の保護を図る。

(2) 応急対策

被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

2 予防対策の推進

重点的に耐震化を図る建築物は次のものとし、法の積極的運用及び「社会資本整備総合交付金事業」等の活用により推進を図るものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅（ただし、建築確認不要の住宅にあっては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの）

(2) 法第14条第1号から第3号の規定による用途・規模等に該当する建築物（以下、「多数の者が利用する建築物等」という。）で、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの（以下、「特定建築物」という。）

3 応急対策の推進

応急対策は、県計画及び市計画に定めるもののほか、市が会員である「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡業務マニュアル、判定コーディネーター業務マニュアル、判定士業務マニュアル）」に基づき県、他市町の協力を得て、迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1 愛媛県の特徴

(1) 地形・地質

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海（燧灘、安芸灘、伊予灘）と宇和海に接している。大小200あまりの島が点在し、東西を走る中央構造線を境に、北部に平野が、南部に四国山地が連なる地域である。

(2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達す

る長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として、長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

(3) 南海トラフ

日向灘から、駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として、大地震が繰り返し発生していることが知られている。南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 想定される地震

愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。

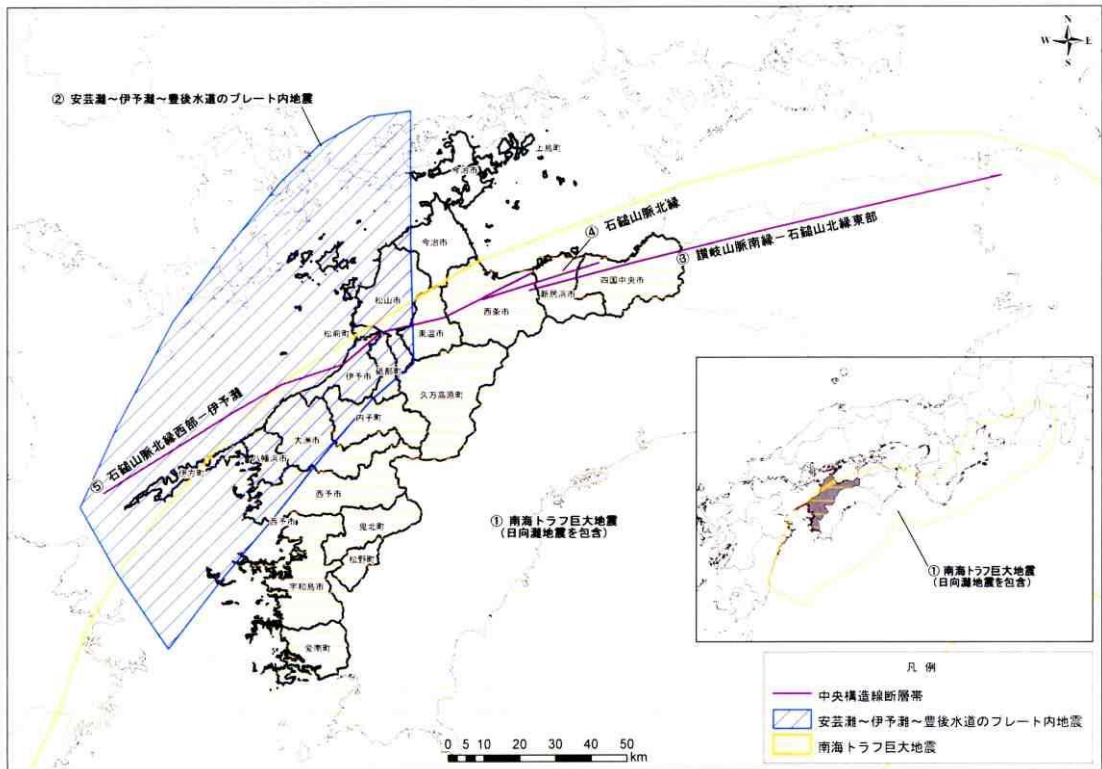
東温市において想定される地震は、【表1-1】及び【図1-1】となっている。

【表1-1】 想定地震

名称	内容	マグニチュード	地震動	東温市で震度6強または6弱以上の該当の有無
想定地震1	南海トラフ巨大地震	9.0	一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上になると想定される。	有
想定地震2	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	7.4	松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に松山市の一部では、震度6強になると想定される。	無
想定地震3	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	8.0	松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想定される。	無
想定地震4	石鎚山脈北縁の地震	7.3	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。	無
想定地震5	石鎚山北縁西部～伊予灘の地震	8.0	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。	有

(愛媛県耐震改修促進計画 (R4.3月改正) 第2 2 想定する地震【表2-1】による。)

【図1-1】 想定地震の発生領域



(愛媛県耐震改修促進計画 (R4.3月改正) 第2 2 想定する地震【図2-1】による。)

3 想定される被害の状況

県が実施した第二次地震被害想定調査（平成25年12月）によると、本市で地震による建築物の被害が最大となる想定調査結果は、【表1-2】のとおりである。

【表1-2】 建築物被害想定結果の概要

想定地震	最大地震ケース（南海トラフ巨大地震ケース）						
		揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災	合計
建築物 被害（棟）	全壊	2,092	119	10	0	2,065	4,286
	半壊	4,179	188	24	0		4,391
	合計	6,271	307	34	0	2,065	8,677

(東温市地域防災計画 (R4.3月版) ・地震災害対策編第1章第3節第6による。)

第3 耐震化の現状・目標

1 現状

(1) 住宅

令和4年1月1日現在・固定資産税課税台帳によると、市内における住宅の耐震化の状況は【表2-1】のとおり、住宅約1万4千戸のうち、昭和55年以前に建設された住宅は約5千4百戸である。

これらの住宅について、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、約74.6%となっている。(平成30年時点で全国平均は約87%)

【表2-1】住宅の耐震化の推計

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③				
木造戸建	7,095	5,019		12,114	8,624	71.2%
		1,529				
共同住宅等	1,592	346		1,939	1,854	95.7%
		262				
合計	8,687	5,365		14,052	10,478	74.6%
		1,791				

「共同住宅等」＝木造戸建住宅以外の住宅（長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等）

令和4年1月1日現在・固定資産税課税台帳からの棟数調べによる。

(2) 多数の者が利用する建築物等

建築物の状況調査結果によると、市内における法第14条第1号、第2号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、【表2-2】及び【表2-3】のとおりであり、耐震化率は83.5%となっている。(令和2年度末時点で県平均は80.6%、全国平均は約89%)

【表2-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②		建築物数棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③				
法第14条第1号	105	72		177	150	84.7
		45				
法第14条第2号	2	3		5	2	40.0
		0				
合計	107	75		182	152	83.5
		45				

【表2-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③				
公共 (市所有)	44	60		104	88	84.6
		44				
民間	63	15		78	64	82.0
		1				
合計	107	75		182	152	83.5
		45				

2 目標の設定

住宅の耐震化率については、県計画では将来の既存住宅の滅失及び新規住宅の建設の推移や、耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を含め、平成30年度の耐震化率81.3%を令和7年度末には90%、令和12年度末には95%とすることを目標としている。

本市の耐震化率は平成29年1月1日時点で64.2%、令和4年1月1日時点で74.6%と上昇傾向にあるが、依然として全国平均、県平均を下回っていることから、令和7年度において耐震化率80%を目標とするが、県計画の90%に近づくよう努めるものとする。

また、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物については、県計画では、令和2年度末の時点で耐震化率82.4%を令和7年度末には90%とすることを目標としている。本市の法14条第1項に規定する建築物の耐震化率は令和2年度末時点で84.7%であることから、令和7年度末の目標は県計画と同水準の耐震化率90%とする。

第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の所有者等、市の役割等

建築物の所有者等、市の役割等については、東温市地域防災計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 住宅・建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅・建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として取り組む。

(2) 市の役割

市は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の計画的な耐震化を推進するため、市計画に、地域の実情に応じた施策を定めることとする。また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みを推進する。加えて、市が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 協議会との連携

市計画の実施にあたっては、県、他の市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会及び一般社団法人建設業協会（以下「建築関係団体」という。）で組織する協議会と連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

ア 市は、国庫補助事業等（「社会資本整備総合交付金」など）を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。

イ 市は住宅の所有者が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」により実施する耐震診断について、東温市木造住宅耐震診断技術者派遣事業や東温市木造住宅耐震診断事業を活用することによって、耐震性能の情報提供及び耐震改修への理解を促し、既存の木造住宅の耐震化を促進する。

ウ 市は住宅の所有者が実施する耐震改修について、東温市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づき実施した耐震改修工事に関する費用の一部を補助し、既存の木造住宅の耐震化を促進する。

3 特定建築物の耐震化の促進

(1) 指導対象建築物

耐震診断を行うべき建築物の選定及び耐震診断を誘導すべき区域等の設定は、次の区分によって分類した建築物（既存建築物で昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築（着工されて工事中のものを含む）されたもの）を指導対象建築物とし、個別の建築物の状況を勘案して耐震改修の必要性が高いと思われる建築物から順次指導、耐震化等を行うものとする。

ただし、次の区分に属さない建築物であっても、特に耐震化の必要性が高いものは対象建築物とすることができる。

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物
法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物
法第14条第3号：県計画及び市計画に記載された道路の沿道建築物
（第5条第6項関係）

(2) 指導方法

ア 対策の促進にあたっては、指導対象建築物の耐震診断実施状況等についての積極的な把握に努め、効果的かつ継続的な対策の推進を図るものとする。

イ 個別の指導対象建築物の所有者等に対する指導は、文書による耐震診断・耐震改修状況の把握及び啓発を行うこととする。

(3) 優先順位

優先的に耐震診断・改修を実施する建築物は指導対象建築物のうち、学校等で、避難場所や防災拠点となる公共性の高い施設とする。加えて、市が管理する施設については、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(4) 「社会資本整備総合交付金」等の活用

建築物の耐震診断・改修の実施は、「社会資本整備総合交付金」等の積極的な活用により推進する。

特定既存耐震不適格建築物一覧

法	NO	用 途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件
法 14 条 第 1 号	1	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 屋内運動場の面積を含む。
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
同 2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物
同 3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物で前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	通行障害建築物

4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施している。市はこの事業の周知に努める。

(2) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

市は、住宅の地震対策、市民の防災意識の向上のために地区公民館等に出向き過去の地震のことや、住宅の耐震診断及び耐震補強の工事の方法等住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(東温市地域防災計画 (R4年3月版) ・地震災害対策編 第2章第7節第4の抜粋による。)

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、以下の事項を実施し、建築物の耐震性の向上を図る。

ア 所有する建築物等の耐震性を法等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

イ 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

(2) 市の役割

市は、以下の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努める。

ア 住民向けの「耐震診断」「住宅相談窓口」の実施や、相談に応じる。

イ 特定建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓発及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

(3) ガラスの飛散防止

市は、県と連携して多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策を啓発する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、市は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法等について指導する。また、別に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

(5) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速(※)34m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

※平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

(6) 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(7) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、以下により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	-9- 措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯	管理者	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	新設のものは安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検・補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
屋根ふき材	所有者	脱落・飛散により周辺建築物や通行人に被害を及ぼさないよう、既存の屋根ふき材を建築基準法の告示基準（令和4年1月1日施行）に適合するよう改修する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 県計画に記載された道路

法第6条第3項第2号に基づき「沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になる道路」として、県計画で指定されている一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路のうち、【表3-1】に掲げる市内の道路について沿道の建築物の耐震化を推進する。

【表3-1】緊急輸送道路一覧

管理区分	路線名	区間
一次緊急輸送道路	四国縦貫自動車道	東温市河之内～東温市南野田
	国道11号線	東温市河之内～東温市北野田

	主要県道 23号 (伊予川内線)	東温市上村～東温市南方
	一般県道 193号 (森松重信線)	東温市牛渕～東温市横河原
	一般県道 209号 (美川松山線)	東温市下林～東温市田窪 東温市牛渕
	一般県道 334号 (松山川内線)	東温市西岡 東温市北方～東温市則之内
	一般県道 152号 (寺尾重信線)	東温市横河原～東温市横河原
二次緊急輸送道路	一般国道 494号	東温市則之内～東温市河之内

(東温市地域防災計画 (R4.3月版) 資料編 8 輸送等関係 8-3 市内緊急輸送道路一覧による。)

(2) 避難路等の指定 (東温市地域防災計画 風水害対策編 第2章第6節第2 避難路の指定による。)

市は、指定緊急避難所の指定に併せ、市の現状を踏まえたうえで、以下の基準により避難路を選定・整備する。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して、避難路の選定・整備を図る。

また、外国人旅行者等に対しても標識板の設置等により、これらの周知に努める。

- ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

市は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業 (国庫補助事業)」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業等

市は、がけ崩れ災害防止・軽減を図るため、「急傾斜地崩壊対策事業 (県事業主体・国庫事業)」及び「愛媛県がけ崩れ防災対策事業 (市事業主体・県費補助事業)」の推進を図り土砂災害対策の充実・強化を促進する。

第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップについて

市では、防災マップを作成しており、住民への全戸配布等を実施し、防災情報の周知に努めている。

また、愛媛県では、想定される地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握

するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

東温市防災マップ

(<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/15208.html>)

愛媛県地震被害想定調査

(<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>)

2 相談体制の整備及び情報提供について^{ll-}

(1) 法の普及・啓発

市は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

市は、既存建築物の耐震診断と改修について、市民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修を図るための、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用し、市民に耐震改修の周知を図る。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの細部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭、柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、普及・啓発に努める。

3 自主防災組織等との連携

防災対策の基本は、「自らの安全は自らで守る」「地域において互いに助け合う」「市がこれらを補完する」ことであり、地域が連携して地震をはじめとする防災対策を講じることが重要である。現在、市内の35自治区全てに自主防災組織があり、市と連携した活動・自主的な防災活動を通し、地域での主導的役割を担っている。

市は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第6 被災建築物応急危険度判定の実施

1 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

2 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定義務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

3 震前対策

- (1) 市は、協議会を通じ、県、他の市町及び協議会参加団体（以下「団体」という。）と協力し、判定実施に際し円滑な運用が図られるよう努めるものとする。
- (2) 市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定対象建築物の決定方式を定めるものとする。
- (3) 市は、応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の育成に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力して判定資機材を備蓄するものとする。

4 判定の実施

- (1) 市は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合は、被害状況を把握し判定の必要性を判断するものとする。
- (2) 市は、判定の実施を決定したときは、直ちに判定実施本部を設置するものとする。
- (3) 判定実施本部は、被害状況により判定実施本部業務マニュアルに定める内容からなる判定実施計画を策定するものとする。
- (4) 市は、必要に応じて県に対し判定士、判定コーディネーターの派遣、資機材の調達等の支援要請を行い、実施体制の整備を図る。

5 県との連絡調整

- (1) 市は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 判定実施本部は、県の判定支援本部と支援の内容、支援開始時期等について協議、調整を行う。

6 その他

この計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

第7 実施期間

令和3年度から5か年を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施する。

第8 計画の見直し

市計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

付則

この計画は、平成20年2月28日から施行する。

なお、「東温市既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成17年6月13日制定）については、平成20年2月27日をもって廃止する。

付則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この計画は、平成22年12月1日から⁻¹³⁻施行する。

付則

この計画は、平成23年10月1日から施行する。

付則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この計画は、令和5年7月1日から施行する。

付則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。